

# 令和7年度香川県イノシシ・ニホンジカ生息状況調査業務仕様書

## 1 業務名

令和7年度 香川県イノシシ・ニホンジカ生息状況調査業務

## 2 業務の目的

本業務は、ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画及びイノシシ第二種特定鳥獣管理計画（以下「計画」という。）の達成に資するため、計画に定める生息状況調査を実施するものである。

## 3 業務の内容

### (1) ニホンジカ糞塊密度調査

- ・ 小豆島及び本土部に設定した各 10 ルートについて、糞塊密度調査を実施する。調査結果は別添様式に取りまとめ、成果物として提出する。
- ・ 調査ルートについては、原則として前年度に設定したルート（別記）と同一地点とする。  
なお、やむを得ずルートを変更する場合には、受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の承諾を得るものとする。

### (2) データの収集整理

- ・ ニホンジカについては、森林面積、目撃効率、捕獲頭数、糞粒密度、糞塊密度を、イノシシについては森林面積、出没件数、捕獲頭数について、それぞれデータを収集・加工し、データベースを作成する。

### (3) 自然増加率、生息個体数等の推定

- ・ ニホンジカ、イノシシともに本土部と小豆島の2つの個体群で個別に推定を行う。
- ・ 推定する期間は平成15年度～令和6年度までとする。ただし、データが不十分な獣種や個体群においては推定可能な範囲で可とする。
- ・ 推定方法は、Harvest-based-model を用いた階層ベイズ法を用いて行うとともに、推定の際の数値計算はマルコフ連鎖モンテカルロ法により行うこと。
- ・ 各推定値は、ベイズ推定における事後分布から中央値、平均値、標準偏差、90%信用区間、50%信用区間によって示すこと。
- ・ 推定モデル及び事前分布の設定については、収集したデータに適合した手法を用いること。
- ・ マルコフ連鎖モンテカルロ法の実施においては、10,000 回以上のサンプリングを行うとともに、収束判定においては、有効サンプルサイズ 500 以上、最初の 1,000 サンプルと最後の 5,000 サンプルの期待値の差を検定し、棄却水準が原則

として 0.05 以下としないものであること。

(4) 将来予測シミュレーションツールの作成

- ・ 自然増加率や個体数の推計結果から、令和 6 年度から令和 15 年度までの各個体群の個体変動を予測できるツールを作成すること。
- ・ ツールは、予定捕獲数又は予定捕獲率を入力すると、各年度の各個体群の個体数の予測値を中央値、平均値、90%信用区間、50%信用区間の一覧表及び年次変動のグラフによって出力するものとする。
- ・ ツールに使用するアプリケーションソフトは、Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2016」以降）で作成したものとする。

(5) 打合せ協議

- ・ 打合せ協議は着手時、中間報告時、成果物納入時の対面 3 回を標準とする。
- ・ 中間報告時には、推定に用いたモデルや事前分布を設定した考え方、事後分布の収束状況、推定値の異常値や整合性の検証結果について、十分な説明を行うとともに、結果から導かれる現状把握や第二種特定鳥獣管理計画に関して示唆される内容についても説明を行うこと。
- ・ これらについて甲の検証を受け、必要な修正を行って報告書を作成すること。

#### 4 業務管理責任者

乙は、業務実施にあたっては業務管理責任者を定め、書面により、甲に提出すること。

#### 5 業務計画書

乙は、業務全般を見通した業務計画書を作成し、甲に提出すること。

なお、計画書には次の事項について記載すること。

- (ア) 調査内容（目的・概要）
- (イ) 調査の順序及び方法
- (ウ) 調査の実施工程表
- (エ) 現場作業の責任者名
- (オ) その他必要な事項

#### 6 成果品の提出

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書（紙面及び CD-ROM 各 2 部）
- (2) 現地調査写真一式（紙面及び CD-ROM 各 2 部）
- (3) その他、本業務で生じた資料のうち甲の指示する資料一式

## **7 権利の帰属**

本業務の成果にかかる一切の権利は甲に帰属するものとするものとし、甲の許可なく他者に公開してはならない。

## **8 調査用機材等について**

本業務の遂行にあたり、乙は、原則として本業務に必要な調査用機材、施設等の環境について、乙の負担において準備しなければならない。

## **9 土地の立ち入り及び使用等**

乙は、業務の実施にあたり、公有又は私有の土地に立ち入り、立木の伐採、土地又は工作物を使用する必要がある場合には、甲の指定する担当者の指示のもと、その所有者、占有者の承諾を得て行うこと。

## **10 安全管理等の遵守事項**

乙は、安全管理に努め、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。

また、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故または第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容等を甲に報告するものとする。

なお、乙は、県民等から業務の実施に際し苦情を受けた場合には速やかに甲に報告するものとする。

## **11 その他**

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、契約書によるほか甲と乙による綿密な協議の上、誠実に本業務を遂行するものとする。

(別記) 前年度(令和6年度)に設定した調査ルート



図1. 調査ルート(小豆島)



図2. 調査ルート(本土部)